

ブルネイにおける意匠登録出願制度 概要



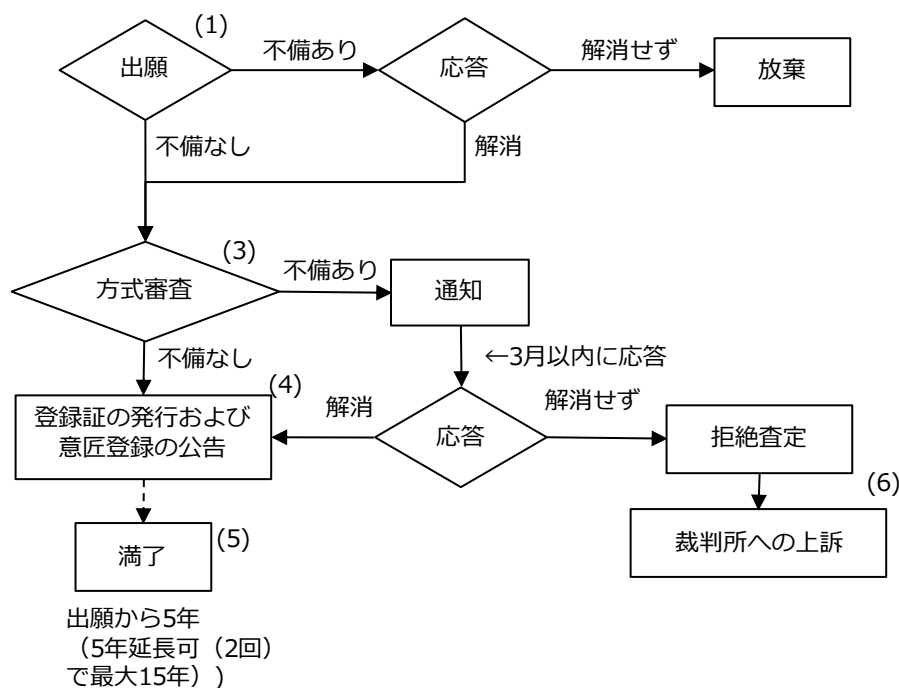
オンダ国際特許事務所
(ONDA TECHNO Intl. Patent Attys.)

金森晃宏
(弁理士)

特許業務法人オンダ国際特許事務所は1968年に岐阜において設立。金森氏は、2006年に同事務所に入所。2010年に弁理士登録。入所以後、特許業務に従事し、東南アジアの知財業務も担当。2014年4月より日本弁理士会からの初代研修生としてジェットロに出向し、2014年10月～2016年3月までジェットロバンコク事務所に在籍。2016年4月～2018年3月の間、日本弁理士会国際活動センター アジア・オセアニア部委員を務める。ジェットロバンコク事務所が実施した調査事業、「ASEAN 主要国における日本の地名等の商標登録実態調査（2016年度）」および「ASEAN 法律事務所調査（2017年度）」にも協力。

■意匠登録出願手続の流れ

ブルネイにおける意匠登録出願手続の流れに関し、以下にフローチャートを示す。
チャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。



■詳細および留意点

(1) 出願

・記載言語は、英語であり、意匠登録出願には次のものを含める(意匠令第15条)。

(a) 意匠登録の願書

- (b) 複製に適した意匠の表示
- (c) 意匠が新規性を有する旨の陳述
- (d) 出願人の名称および宛先
- (e) 出願人が意匠創作者でない場合は、意匠に関する出願人の権利を説明する陳述
- (f) 書類送達のためのブルネイにおける宛先
- (g) 規則によって求められるその他の情報、書類または事項

・意匠登録出願の出願日は、上記 (a) ～ (c) に加えて、手数料が納付された日となる。出願日を付与することができない場合、登録官は、出願人に不備を是正する機会を与え、不備が所定期間内に是正されない場合は、出願は放棄されたものとみなされる（意匠令第 16 条）。

・先の出願に基づく優先権を主張する場合は、最初の出願がなされた日から 6 月以内に意匠登録出願を行う（意匠令第 17 条）。

・物品のロカルノ協定に従う分類が同一であれば、一の意匠登録出願に複数の意匠を含めることができる（意匠規則 16）。

・ブルネイは、ハーグ協定の加盟国であるため、国際登録に基づいて保護を求めることもできる。

(2) 登録要件

- ・意匠が登録されるには、新規性が要求される（意匠令第 9 条）。
- ・物品の外観が重要でない意匠、公序良俗に反する意匠は、登録することができない（意匠令第 10 条、第 11 条）。

(3) 方式審査

・出願日が付与され、意匠登録出願が取下げられていない場合は、登録官により方式要件を満たすか否かの審査が行われる（意匠令第 25 条（1））。登録官は、方式要件を満たさない場合には、出願人にその旨を書面で通知し、出願人は、通知日から 3 月以内に補正を行うことができる（同条（2）、意匠規則 22）。

・登録官は、方式審査の後、かつ補正をする機会を出願人に与えた後に、以下の事項を確認した場合には、意匠登録出願を拒絶することができる（意匠令第27条）。

(a) 出願が方式要件を満たさないこと。

(b) 出願を一見して意匠が新規性を有さないまたはその他の理由で登録することができないこと。

(c) 意匠登録の所定の手数料が納付されていないこと。

(4) 登録証の発行および意匠登録の公告

・意匠登録出願が方式要件を満たすと登録官が認めた場合、意匠を登録し、登録証を発行する。また、意匠登録の通知を意匠公報に公告する（意匠令第26条(1)）。

・意匠登録出願の審査過程で、その意匠の登録可能性等の実体審査は行われず、方式審査のみが行われる（意匠令第28条）。

・出願人は、出願時または公告の準備が完了する日前のいずれかに請求することにより意匠の公告を出願日または優先日から12月を超えない期間につき延期することができる（意匠令第26条(2)）。

(5) 存続期間および延長

・意匠登録の存続期間は出願日から5年である（意匠令第29条(1)）。

・意匠登録の存続期間は、2度にわたり5年間延長でき、最大で15年となる（同条(2)）。

・延長手続は、更新手数料の納付を条件に、存続期間満了前3月以内に行うことができる（同条(3)）。また、存続期間満了後6月期間内は、更新手数料に加え、追加手数料の納付を条件に更新手続を行うことができる（同条(5)）。

(6) 不服申立て

・登録官の決定に対しては、裁判所へ上訴することができる（意匠令第58条）。

■ ソース

ブルネイ意匠令

ブルネイ意匠規則

ブルネイ知的財産庁ウェブサイト

(<http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/industrial-design.aspx>)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)